

【公 開 用】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和5年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和5年7月21日（金）
開催時間	14時17分 開会 ～ 16時04分 閉会
開催場所	足立区生涯学習センター
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：太田課長、檜山高齡援護第一係長、菊地高齢援護第二係長、 笠尾権利擁護推進係長 障がい福祉課：二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 生活保護指導課：小林適正化推進係主査 中央本町地域・保健総合支援課：秦課長、田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：和田福祉事業部長、結城地域福祉部長 山本権利擁護センターあだち課長 花本基幹地域包括支援センター包括支援課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：近藤課長 障がい福祉課：日吉課長 障がい福祉センター：山本所長 西部福祉課：飯塚課長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○太田課長 どうも皆さん、こんにちは。大変遅くなりまして、申し訳ありませんでした。

それでは、ただいまから令和5年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、事務局である福祉部高齢福祉課長の太田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

審議に先立ちまして、資料の確認をいたします。本日の資料は、全て一まとめにして席上に配付しております。内訳は次のとおりでございます。

まず、次第が1枚目。めくっていただいて、裏面に委員さんの名簿が入っております。次のページ、こちらが席次表になってございます。裏面が成年後見制度審査会条例、これをめくっていただいて、もう1枚めくりますと成年後見制度審査会公開要綱、もう1枚めくっていただきますと、資料1-1、区別成年後見制度の利用者数、これをめくっていただいて資料1-2、次のページが資料1-3、めくって資料1-4、めくって資料1-5までございまして、その裏面が資料2-1、資料2-1は成年後見制度推進事業計画になってございます。次のページ、めくっていただいて資料2-2が続きます。次のページに入りまして、下のページを見ていただくと、資料2-2は5ページまでございます。また、裏面が、あだちの里における成年後見制度に関するアンケート調査の方法についての資料2-3。資料2-4、精神障がい者に

かかる成年後見制度利用促進について。ページの裏面が資料3になりまして、参考事例になります。こちらのほう、2枚、ページをめくっていただいて、次のページが資料4、成年後見制度利用促進事業における課題と目標、ページを2枚めくっていただいて新たなページ、4ページまでですね。資料4は。

それと、次が個別案件資料1、こちらは資料5になります。めくっていただいて、個別案件資料2がでございます。

そして、最後の1枚ペラが資料6-1ということで、地域連携ネットワーク協議会次第、前回のものです。それと、一番最終ページ、資料6-2、足立区のエンディングノートについてということで入っております。

資料のほう、過不足等、落丁等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度初めてということで、委員の先生の皆様にも簡単に御挨拶をいただければと思います。

まず、八杖会長様からお願いをいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。弁護士の八杖と申します。本年度もどうぞよろしく申し上げます。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、矢頭副会長様、お願いいたします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭でございます。そういう意味では、この審査会の発足当時からお世話になっております矢頭です。よろしく申し上げます。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、大輪委員様、お願いいたします。

○大輪委員 東京社会福祉士会の大輪典子

と申します。矢頭先生と同じように、発足
当時から審査会に関わらせていただいております。よろしく
お願いいたします。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、高木委員様、お願いいたしま
す。

○高木委員 千住公証役場の公証人の高木
でございます。私も公証人になってからず
っとこの審査会には出席させていただいて
います。今年もどうぞよろしくお願いい
たします。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、区側の管理職の入替え等もあ
りましたので、改めまして簡単に自己紹介
をさせていただきます。

私は高齢福祉課長、太田でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○秦課長 中央本町地域・保健総合支援課
長の秦です。よろしくお願いいたします。

○和田福祉事業部長 社会福祉協議会の福
祉事業部長の和田です。どうぞよろしくお
願いいたします。

○結城地域福祉部長 社会福祉協議会地域
福祉部長の結城と申します。どうぞよろし
くお願いいたします。

○太田課長 管理職の自己紹介でございま
した。

それでは、議事に入っていきたいと思
いますが、まず本日の出席委員数を御報告
いたします。委員定数4名のところ出席委員
数4名で、過半数に達していますので、条
例第6条第2項に基づき、本日の審査会が
成立していることを御報告いたします。

これ以降の進行につきましては、八杖会
長様にお願いをいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は
録音をさせていただきます。御了承くださ
い。

また、発言の際には、最初にお名前を述
べてから発言をお願いいたします。御協力
のほどよろしくお願いいたします。

○八杖会長 では、改めまして八杖でござ
います。皆さん、どうぞよろしくお願いい
たします。

まず初めに、ちょっと確認しておきたい
のですが、今日は終わりの時間は何時まで
ということになっているのでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 4時ですけど、
スタートがちょっと遅くなって。

○八杖会長 この前に区民後見人さんの面
談等を行ってございましたので、開始時間
が遅れまして大変申し訳ございませんで
した。

それで、今日は傍聴の方はいらっしや
らないでいいんですね。そうすると、議
題はそのままずっといけばいいというこ
とでよろしいですね。

○太田課長 はい。

○八杖会長 分かりました。

では、時間の関係もございまして、早
速、議題に入ってまいりたいと思います。

まず、議題1、令和4年度の成年後見利
用促進等の実績について、事務局から御
説明をお願いしたいと思います。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 それでは、私
のほうから議題の1について説明させて
いただきます。権利擁護推進係長の笠尾
です。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1を御覧ください。今日
御紹介する資料は、主に東京家庭裁判所
から毎年提供されているものと、あとは
それは別に東京都からも23区別の情報
が提供されておりますので、その情報を
まとめた資料になってございます。

1-1のほうは、令和4年12月末現在

【公 開 用】

の成年後見制度の各区別の利用者数を示した表になっております。内訳としては後見、保佐、補助、任意後見というものの別があつて、その全体合計を示し、その右側には23区内の各区の順位を示しております。

足立区の位置は下から3番目ということで、網かけをしてございます。令和4年12月末現在、足立区の利用者数としては後見が912、保佐が236、補助が58、任意後見が21、合計が1,227。ちなみに、前年は1,253ということだったので、若干減少したという形になってございます。順位として4位というふうになってはいますが、この順位としては前年と変わりはありません。ちなみに、順位としては、1位から7位までは前年と同じ順位になってございます。

引き続きまして、1枚めくっていただきまして、資料1-2を御覧ください。こちらは令和4年中に新たに申立てがされて、開始がされたもの、その数の集計を取ってございます。こちらのほうも、内訳が後見、保佐、補助、任意後見ということで合計があつて、一番右端に順位を示してございます。

これを見ると、足立区としては後見開始が174、保佐開始41、補助開始が7、任意後見のほうは監督人選任が9ということで、合計の数は231でした。こちらのほう、順位は、前年はたしか4位だったものが3位にランクアップしたという形になってはいますが、これは昨年の報告のときに1位だったのが大田区だったのですが、ちなみに去年、大田区は304で1位だったのが、なぜか今年219ということで、かなり数が落ちたことで足立区の順位も繰り上がったという形になってござい

ます。

引き続きまして、次のページ、資料1-3を御覧ください。こちらは先ほどの資料1-2の数をもとに、審判が下りた後見人等の職種ごとの割合を示した表になってございます。足立区のほうを見ていただきますと、足立区の中で一番割合が高いのは去年と変わらず司法書士ということで、30.8%になってございます。次いで弁護士の26.3%、社会福祉士さんの25.9%。全体の割合としては、社会福祉士さんが足立区の中では3番目という形なのですが、ちなみに25.9%という数字を立てて、見比べていただきますと分かると思いますが、この25.9%という数字が23区の中で足立区が一番高い割合になっています。

ざっと一覧を見ていただきますと、各区で傾向がまちまちになっていることが分かります。例えばこの表の一番上の千代田区においては、司法書士さんが18.2%で一番少なくなっています。その逆に一番多くなっているのは、弁護士さんの40.9%となっています。また、中ほどちょっと下にある豊島区では、司法書士さんが58.3%、23区中1位ということで、社会福祉士さんは逆に3.3%と、非常に少ない形になっています。ちなみに、社会福祉士さんの割合が一番少ないのは、表の上から5番目の文京区、なぜか0.0%という数が表示されています。

そのほかに特徴的なのは、これも中ほどちょっと上、品川区においては社協さんの割合が11.5%、その他法人、これは弁護士法人さんとか、そういう法人さんだと思うのですが、9.4%、市民後見人さんも3.6%ということで非常に多くなっているということで、ほかの区とは若干傾向が

異なるかなという形になってございます。

参考として、この表の下のほうに令和3年の足立区と同じ割合を表示しています。これを見ると、昨年の報告時には、社会福祉士さんの割合は17.8%でした。これが今回の御報告では25.9%ということで、大きく増えている。この数字が増えた理由としては、後ほど御説明させていただきますけど、区長申立ての数が増えたということと関連しているのかなと考えています。ちなみに、一番下の表は全国の割合を示しています。全国の割合と比べても、やはり足立区社会福祉士さんの割合が非常に多いというのが分かると思います。

続きまして、資料1-4を御覧ください。こちらは今、御紹介してきた数字の経年推移を示した表になっています。一番上にある表が、利用者数の5年間の推移ということになります。これを見ますと、合計数で比べていただくと一番分かると思うのですが、平成30年から1,109、1,166、1,229、1,253ということで、若干ですけども、増加で推移してきたものが今回は1,227ということで、減少に転じたということが分かります。

続きまして、その下の表、これもやはり同じく5年間の新規の申立数の推移を示しているものですが、こちらも平成30年から235、232、240、昨年が217ということで大きく減少していたのが令和4年は231ということで、再び増加に転じたということになっています。

その下に1行で示した表が、今の合計数の中で区長申立ての数を示したものになっています。平成30年から63、64、70、55ということで減少したものが今回、令和4年は66ということで、増加に転じたという形になっています。令和3年

から令和4年までの増加は11ということなのですが、11という数は、そんなに大きくないかなというふうに考えるのですが、ただ、全体の数が230件程度なので、11でも結構な割合になるのです。

先ほど社会福祉士さんの後見人の割合が増えたということで御報告させていただきましたけれども、ここにある区長申立ての中でいうと、区長申立ての中の社会福祉士さんが受任する件数というのは50%を超えているのです。ということは、区長申立ての数が増えると、全体の社会福祉士さんの占める割合も増えることが推測されるということです。

そういうことで、足立区の区長申立てが増えれば増えるほど、社会福祉士さんの割合が増えていくという傾向が見て取れます。

ちなみに、参考として、各区の状況もその下に示してございます。これをよく見ると分かるのですが、各区で増えたり減っているというのはまちまちな傾向で、一概な傾向は見取れないです。ただ、23区全体でいうと、毎年申立ての件数は増えているにもかかわらず、利用者数というのは増えていないのです。ちなみに、23区全体では年間の申立数は74のプラスだけでも、利用者数はマイナス135という形になっています。新規申立数以上に終了者の数が多くなっているのだろうということがうかがえる形になっています。

続きまして、資料1-5ということで、こちらは足立区の独自の集計した数になっておりますけども、区長申立てを行う際は、区長申立て審査会を開いて案件の検討を行っているのですが、こちらの表は案件が提出されるに至ったきっかけを発見者別に統計を取りまして、4年分表示させ

ていただいたものです。

表のほうから4年間の合計で上位にあるものを見ると、一番多いのは病院の49件、これは17.3%。次いで介護・障がい施設ということで42件、14.8%。福祉事務所・保健所39件、13.8%。病院については結構波があって、令和2年から3年にかけては20件から5件に減少したのが令和4年にはまた16件ということで、増加しております。これについては、コロナで一般の入院患者数が減ったことが関連していると推測されます。

数字はまちまちですけども、地域包括とか、近隣自治会とか、その他サービス、サービス各種はいろんなものがあるんですね。例えば新聞配達の方が気がついたとか、不動産関係、金融関係なども数字が上がっていますけども、数字が少ないものもありますけど、割と幅広く上がってきているので、これを見る限りは足立区のネットワーク支援というものが、ある程度機能しているのだろうということがうかがわれる状況になってございます。

その下の表は、足立区で行っている助成制度利用件数の推移ということです。足立区で助成しているのは、審判申立の費用助成と報酬費用助成の2種類という形になってございます。こちらの表は、高齢者だけでなく、知的障がい者と精神障がい者の助成の件数も足された表になっています。ちなみに、報酬費用助成のほうは、受任してから1年後に申請がされる仕組みになってございます。

そういう形なので、先ほどの数字で令和3年の区長申立ての件数が減少したということがございましたので、その数字が令和4年の報酬費用助成の件数の減ということが表れているのかなということが読み取れ

ますけれども、そのほかについてはおおむね助成の利用者数というのは増加傾向にあるのかなと読み取れます。

令和4年の実績の報告については、以上になります。

○八杖会長 詳しい御説明ありがとうございました。分析も含めてよく分かりました。

今の御報告につきまして、御質問や御意見、特に委員の先生方からお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

○矢頭副会長 矢頭です。

感想ですが、まずこの統計数字の中で着目したいのは、今、利用促進の基本計画の中でも保佐、補助、それから任意後見の活用が一つ優先事項として掲げられていますので、後見類型と比べて保佐、補助、任意後見の増加がどういう傾向にあるのかというところに着目をしていきたいと思って見ておりました。

そうしたところ、若干ですが、保佐、補助、任意後見は増加傾向ではあるのですが、ただ、でもそれほどの大きなトレンドにはなっていないかなというところですかね。ここがもう少し大きなトレンドになっていくことが必要なんだろうなと思えました。

もう一つは、資料1-5の発見者、これたしか前の御説明では、最後の発見者、エピソードの方をピックアップされているということなので、これが典型的な発見者としての正しい数字ではなさそうなのですが、それにしても多分、絶対数からしてケアマネジャーの方の数が多いと思うのです。例えば介護・障がい施設の数よりも少ないというのは、ケアマネジャーの方からの発見数もしくは働きかけというのが若干少ないのかなと。いろいろ協議会でもお

話を伺いましたが、経験されている方とそうでない方が結構いらっしゃるということなので、そういう意味においてはケアマネジャーの方への周知がこれからも必要かなと感じたところです。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。今の矢頭さんのお話に対するものでも構いませんけど。

○笠尾権利擁護推進係長 では、私のほうからよろしいですか。

○八杖会長 お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 私も様々な集いというか、会議に参加させていただいて、ケアマネジャーさんからもいろいろお話を聞いているのですが、ケアマネジャーさんは1人で抱え込んでしまっている。なかなか包括にも言わないで1人で頑張っている方が、どうも多い傾向があると思うのです。そういう形なので、まず深刻になってこないと話が上がってこない。そういうことが保佐、補助が伸びないということの一つにもなっているのかなと。

去年のアンケートの話、今、矢頭先生からもされましたけども、やはり経験数が足りない。ですから、どうしたらいいか分からないということで、直接、後見制度への発見者になりにくいという面もありますので、そういうところに力を入れていく必要があるのかなと感じています。後ほどこれもお話しさせていただきますけれども、今年度につきましてはケアマネジャーさんへの研修、今年は八杖先生の研修も予定されていると聞いていますので、そういうところに力を入れて、どんどんこの制度の利用促進を図っていきたいと考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

私からも御質問ですが、先ほど社会福祉士さんに足立区はたくさん受任をさせていただいて、区長申立ての58%、約6割ということのようなんですけれど、聞くところによりますと、社会福祉士さんをお願いするのだけれど、キャパ的にちょっと厳しい状況もあるという御意見も返ってきているとお聞きしています。大輪さん、社会福祉士さんの受任件数は増えているような、これは足立区に限らない話だと思いますけれど、その様子をお聞きしたい。

あとは社会福祉士さんをお願いしたいという件数がたくさん出てきているというのをどう対応していったらよろしいのか。特に社会福祉士さんのキャパ、社会福祉士さんがどんどん人が増えていけばいいのかもしれないけれども、必ずしもそういうことでもないと思いますので、足立区内で考えられる方法というか、マッチングの方法とか、もし御意見があったら、突然の振りで申し訳ないのですが、大輪さん、いかがでしょうか。

○大輪委員 ありがとうございます。東京社会福祉士会では、実はこの7月1日から完全ブロック制という形で、今までは東京都全体の広域対応で相談を受けたり、調整をしたりしておりました。

実は7月1日からブロックに移行になりましたが、その前の期間として、前年度、一昨年度はかなりブロック体制を意識した相談体制づくりをしておりました。なので、ブロック対応で、候補者が見つからない案件には個別でブロックのメンバーにお声かけをしたり、そのためには個人面談を行って、本人が今どのような受任状況なのかというようなところも、かなり細部にわたって一人一人の情報をブロックで確認してきております。

それなので、以前よりもよりブロックでの対応に力を入れ、ブロックで見つからなかったときに、さらに広域でもそこをバックアップする体制というのもつくっておりますので、そういう意味で社会福祉士が増えたというところにも、微力ながら影響しているのではないかなと推測させていただきます。

そして、ブロック制になったことによりまして、それぞれ区にいる社会福祉士がブロックに対する、自分の地域に対する意識もかなり強く持つようになり、何とかしようという意識があるように思っております。そんなことも影響しております。

足立区に限らず、ほかにもそういった方向性で今進めています。まだブロックにも格差がございます。まだまだ追いついていないというのが現状ですが、モデル地域がありますので、そこに倣うような形で影響を与えてくるのではないかと考えております。

○八杖会長 大変有益な情報だと思えます。ありがとうございます。

これだけお願いをしているということだと、一度ブロックの担当の方とどういうやり方で今後お願いしていったらいいのかということ、実際、協議をしてみてもいいのではないかと考えておるのですが、大輪さん、そんなことはあり得るのですか。

○大輪委員 ありがとうございます。既にブロックの窓口担当者が社会福祉協議会や行政のほうに調整をさせていただいて、面談をさせていただいたり、私どものほうから情報提供させていただいたりという交流が生まれております。その結果もあるのではないかなと推測します。

○八杖会長 ありがとうございます。マッチングをしているときに、これは社会福祉

士さんの対応だよねというケースがたくさんあるように思っているのですが、それが本当に正しいのかどうかというのが、ブロックの方ともう少しすり合わせができる、もう少しスムーズというか、いいマッチングになっていくのではないかなと思えました。ぜひ御検討をお願いしたいと思えます。

それから、社会福祉士さんをお願いするのは、身上保護に特化したケースかと思いますが、身上保護が必要なケースについては、市民後見人さんが担える部分というのものではないかというのを、個人的な感想としては持っております。

資料1-3を見ますと、足立区は市民後見人さんの割合が0.4%ということで、0.0%というところもたくさんありますので、比較すると多いのかもしれませんが、ほかの自治体、千代田区や中央区はちょっと特殊だと思いますので違うと思うのですが、墨田区とか、目黒区とか、そういった1%を超えてきているところでは、どんなふうにマッチングしているのかとか、どういう養成状況なのか少し情報収集をして、足立区でももう少し市民後見人さんに御活躍いただけるようなマッチングがあってもいいのかなというのを個人的に感じたところです。

矢頭さん、お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。

同じような傾向を持つ葛飾区で、私、マッチングの会議に出ています。区長申立ての案件についてはどうしても身上監護面の課題が多いところではあるのですが、マッチングの中ではなるべく、葛飾区の場合は市民後見人の直接受託ではなく、社会福祉協議会が法人後見受託をまず一旦して、落ち着いて、経験を積んだ支援員、

担当者が個人後見に移行するという2段階を踏んでいるのです。そういう傾向でも葛飾区の場合、社会福祉協議会が3.5%ですけれども、そういう形で社会福祉協議会さんが法人後見を1回受けるというところも一つの案かなと。そこでどんどん、また市民後見人に移していくということが考えられるかなと思っています。

以上です。

○八杖会長 これもまた、有益な情報をありがとうございます。

ほかに皆さんのほうから何かございますか。山本さん。

○山本権利擁護センターあだち課長 さっきの矢頭先生のお話の中で、法人後見から市民後見にリレーする形を足立区も取っている状況で、今、法人後見はまだ数は少ないのですけれども、4ケース担当している中で、法人後見支援員という形で、まだ単独受任に至る前の状況で、社協が法人後見をやりながら市民後見さんと一緒に動いて、半年ぐらいのスパンで慣れてきたら、単独受任に移行するという形が、令和4年度から具体的なそういった事例が出てきているところであって、今後は法人後見で受けていきつつ、支援員を挟んで単独受任という流れに乗っていけば、もう少し件数は増えてくるかなと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。いずれにせよ、法人後見も市民後見の場合の監督人として社協さんがやらなければいけないということで、社協さんのマンパワーがものすごく大変な状況になりますので、そこを見ながら足立区なりの方向性を見いだしていけるといいのかなと感じているところです。

ほかございますでしょうか。

あと最後、1個だけ、資料1-5のほう

で発見者別の表がございしますが、ぜひここに絆ネットワークを、足立区ですから入れていただけるとよいのではないかと思います。足立区の有名な絆ネットワークですから、そこからどれだけ成年後見制度に、ここで自治会というのが恐らく関係してきているのだと思うのですけれど、それが分かるとよろしいのかなと思いましたが、ぜひ次回以降、お願いできればと思っております。

では、議題1は以上とさせていただきますが、よろしいですね。

では、続きまして、議題2に進めていきたいと思えます。令和4年度の実施結果と今後の取り組みにつきまして、こちらも事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

資料2-1をまず御覧になってください。資料2-1については令和5年度の推進事業計画ということで、毎年同じレイアウトの計画を出させていただいております。7月なので、既にもう過ぎてしまったところもありますけれども、数字が入っているのは日付です。ですから、困難事例検討会については4月のところに5という数字が入っていますけれども、4月5日にやりましたということで、困難事例検討会は5月は8日、6月は7日と12日の2回に分けて開催しましたという見方になってございます。困難事例検討会は、去年12回予定が18回行ったという実績がありますけれども、今年度も6月は2回開催したということになっていますので、そういう形で、計画よりも少し多くなっているという傾向があります。おおむね各項目については例年どおりですけれども、中身をより充実してい

こうと考えております。

各メニューの実際の運営状況や、今年度の意気込みなどについては各担当からそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、引き続いて、まず権利擁護センターあだちのほうからお願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本です。よろしく願いいたします。

権利擁護センターのほうからは、資料2-2以降、2-2が何ページか続いておりますが、こちらのほうを御説明させていただきたいと思っております。

相談受付状況というところですが、この表の御覧のとおりというところで、昨年との比較はこの表の中ではできないのですが、微増という形で、そんなに大きく増えたり減ったりというのはないのかなというところがあります。ただ、成年後見制度の御相談のほかにここ数年増えているのが、真ん中よりちょっと上ぐらいにある地域福祉権利擁護事業に関する相談というのが増えているところではあります。

具体的に表にはないのですが、新規で地域福祉権利擁護事業の契約に至った利用者さんの数が令和3年度は28件、昨年度は23件ということで、これまで1桁、いつでも10件ちょっとぐらいでずっと推移してきたものが、この一、二年、令和3年以降かなり大幅に増えているところで、この事業はある程度判断能力の残された状態での契約に基づく支援という形になるので、発見していただくケアマネジャーさんや包括の職員の方が、早めにつないでいただく傾向も少し出てきているのかなということも予想されるところでございます。

それから、1枚めくっていただきまし

て、次のページにつきましては、一昨年から開始しております相談会の結果になっております。毎月第1火曜日が弁護士による無料法律相談、高齢者、障がい者のための相談会と。第3水曜日については、司法書士による成年後見制度相続相談という形で、これは1枠50分で、毎回2枠の形で毎月開催をしているところです。あと、それとは別に年に1回、リーガル・サポート東京支部の先生方と共同ということで、合同の無料相談会を実施しました。

次のページ、下に3と書いてあるところですが、これは研修会の実施というところになるのですが、「ケアマネジャーが知っておきたい成年後見制度の基本」というところからスタートしまして、昨年は知的障がい者への成年後見制度というところに、特に親族向けの講座についてはスポットを当てて、ここの表には記載がないのですが、小規模の講座をいろんなところでやっていく中で、それにつなげていくというところで、小規模講座においては手をつなぐ親の会のメンバーの方に、うちが主催している成年後見の親族向けの講座の中では社会福祉士の伊藤先生にお越しいただいてお話しいただいたのですが、親の会の小規模講座においては、地域連携ネットワーク協議会にも委員として御参加いただいている山本先生に講師として来ていただいたりということで、社会福祉士の後見人さんが実際に知的障がいの被後見人さんを担当している方で、御親族、御家族向けにこんな形でやっているということをお話しするような機会が複数回あったと感じております。

それから、下2つが包括職員向けの研修ということで、これは基幹地域包括支援センターとの共催という形で開催をさせていただいたもので、初任者向けの研修と現任

向けという形で、2段構えで実施したところでございます。どうしても包括からの御相談というのが権利擁護センターは多くなっておりますので、その辺の連携とか、あとは制度の理解とか、そういったものをまた今後も継続的に開催していく中で深めていければいいかなと思っております。

それから、あとはその次のページのところなど、相談窓口職員向けの研修だったり、あと成年後見人連絡会をやったりしています。

4ページ目の8番のところ、区民後見人の養成ということで、今日も制度審査会の前段で最終の面接ということでやりましたが、昨年度の夏を中心に座学の研修を8日間行った後に、地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての業務を実地研修という形で、これまでずっと研修を受けてくださった方お二人を、今回、面接させていただいたところでございます。

あと、5ページにつきましては、法人後見の受任の件数とか、緊急事務管理の件数というところなのですが、先ほど八杖先生のほうからもありました区民後見人さんの活用にというところで、去年は交流会として2回行いまして、先ほどの23区の一覧の中でも足立区とある程度地域的に近い、似通った自治体においては、4%を超える市民後見人さんの受任率があったところに対して、実際、墨田区の社協の職員の方と市民後見人の方、お二人に来ていただいて、お話をいただいたりしたところです。

そんな形で、昨年度は1年間、こういった事業を展開してまいったところなのですが、まず先ほどの1つ目の御報告の中で、ケアマネジャーさん向けにこういった形でもっとこの制度の周知をしていくかということが課題になっているところに合わせ

て、今年度は8月下旬ぐらいから9月をめぐりに、動画の配信という形にはなるのですが、八杖先生に講師になっていただきながら、成年後見制度についての動画を撮影する予定をしています。

昨年、一昨年は、本当に基本の部分、制度の概要をお伝えするというところまでだったのですが、今年度はそこから少しステップアップして、現場のケアマネジャーさんが実際にそういった方々に対応する中で課題となっている部分とか、こういった形でつなげていったらいいのかとか、あとさつき係長もおっしゃっていましたが、抱え込んでいるケアマネジャーさんが結構いらっしゃるのではないかとということであろうと、そこはこういったタイミングで権利擁護センターに相談すればいいとか、制度につなぐまでの金銭管理の状況をどうしたらいいのかみたいなことを含めて、少し先生にお話しいただくような形を予定しています。

あとは区民後見人さんなのですが、どうしても受任していただきたいケースが、特に区長申立てのケースではぽろぽろと出てきてはいるのですが、受任できる区民後見人さんがいるのかいないのかというところがあって、ただ、先月、実際に区民後見人さんを集めて交流会を行ったところ、割とやるよというふうに言っている区民後見人さんがいらして、どちらかというとベテラン区民後見人さんは全然大丈夫よ、新人さんはまだまだちょっと自信がないわという形でしたので、来るケースについてはベテランの方にもお話を振っていきつつ、新人さんが一歩踏み出すような何か仕掛けができればなと思っています。

特にベテランの区民後見人さんの中には、トレーナーみたいな形で、新人さんが

受け持ったときに区民後見人さん同士で奔走してくれる、そういった役割もやりたいと言ってくださっている方も中にはいらっしゃるので、そういったものがもし機会としてできるのであれば、もちろん監督人として社協がつくのですけども、実際の現場での動きの中では、先輩の区民後見人さんと取りあえず何か月間かは一緒にやってみるみたいな機会がもしつくるのであれば、新しい方もどんどん受任につながっていくのではないかと考えているところで

す。
あと最後に、後見人連絡会ですけれども、2-2の4ページのところに、昨年度も年2回行っていますが、オンラインでの開催が中心でした。今年はコロナも大分、今ちょっとまた増えてきているところはあるのですけれども、5類に変更になったということで対面で行う予定をしています。オンラインでやる場面と対面で実施できる場面とでは距離感だったりとか、例えば始まる前や終わった後の雑談だったりというところでのコミュニケーションもとても重要なところなのかなということで、対面を予定しています。これについては矢頭先生に講師となっていただいて、民法の改正による不動産の登記について、少し詳しく解説していただく予定をしているところでございます。

権利擁護センターのほうは以上となります。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き、知的障がい担当から説明させていただきます。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当の小川です。よろしくお願ひします。

まずは去年度の知的障がいの活動につい

ては、小規模講座等も含めて、去年度の終わりのほうでも御報告したかと思ひますが、全然できなかったというのが実情でした。5類に変わり、変更されたところもあって、今年度頑張ろうということで、これは資料2-1、今年度の（権利擁護）推進事業計画の知的障がいの部分で、小規模講座という形で計画をさせていただいて、既に今、3つぐらいまでやっているところ

です。
一番上の障がい援護係向けの小規模講座は当初5月ぐらいを予定していたのですが、時期がずれまして、先週の水曜日、7月12日に援護係の、特に異動してきた人、それから新採者向けに行いました。それから、6月29日に4年越しぐらいで、矢頭先生にお願いしていたあいのお福祉会という、肢体不自由児者父母の会が母体になっている法人の主に施設長、サビ管等の管理職向けの小規模講座をやっと開催することができました。笠尾係長、権利擁護の山本課長にもお手伝いいただきました。この2つが、今年度の小規模講座で終わっているものです。

続きまして、資料2-3にあだちの里におけるアンケート調査の方法についてということで、8月いっぱいぐらいまでが回答期限で、今行っている最中

です。これもずっと言い続けていることなのですけれども、高齢者への成年後見制度の取り組みと知的障がいの方の成年後見制度の取り組みは、アプローチ方法が大きく違います。親御さんとしては今まで普通に子育てをしてきていて、でもいつまでたってもおむつは外れないし、食事介助しなくてははいけない。子育て、療育、いろんなことをしてきて、金銭管理もしてきて、それがいきなり後見制度の利用というのはなかなか説得が

難しい。一方で、母一人子一人、父一人子一人で、突然親御さんが倒れてしまって、どうしようというケースも増えてきています。

そういう中で、何とか親御さんが元気なうちに安心できる形で制度の利用というのを、全ての人にやる必要はないと思うのですが、すけれども、必要な人には必要なサービスをという思いでやっていく中で、地域で御家族が安心して信頼を寄せているのが通所施設の職員や、相談支援事業所の職員だと思います。あだちの里というのは足立区の中で一番大きな知的障がいの事業所を持っているところですので、このサビ管向けにアンケートを今やっています。

狙いとしては、その中で1人でも2人でも、実際にモデルケース的に成年後見制度につなげられないだろうかと考えています。当然、区長申立てに限らず、権利擁護センターにも相談しながら、この方にとっては必要だよねというケースをできれば個別にチョイスして、我々が間に入りながら、考えているところです。

ちらほらとアンケートが戻ってきていて、何となく成年後見制度は知っているけれども、詳しいところまでは分かりませんとか、今すぐは必要ないかもしれないけれど、近い将来きっと必要だろうと思われるケースが何人かいますという、アンケートが今、返ってきているところです。その中で個別にというのがあれば、ぜひつなげていきたいと考えているところです。

それをきっかけに、あだちの里については、職員さんとの研修、或いはもっとざくばらんに話し合えるような勉強会みたいなことを企画もしているところです。

それ以外に、この間、あいのお福祉会で矢頭先生の研修会をやったときに、気軽に

やりましようよと投げかけたところ、2つぐらいの施設からやりたいというお話を今伺っているところなので、何とか地道につなげていけたらなと考えているところです。

知的障がいの取組は以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 では、続きまして、精神障がいの担当から御報告します。

○田口精神保健担当係長 中央本町地域・保健総合支援課精神保健係、田口です。

資料2-4を御覧いただければと思います。精神障がい者にかかる成人後見制度利用の促進についての資料です。昨年度、令和4年度の実施状況と令和5年度の予定をまとめたものになります。

まず、昨年度の状況ですが、3講座行わせていただいています。

1つ目は家族向けの小規模講座で、さくら会という高次脳機能障害の家族会にお声をかけたところ、数年前に受けたけれども、しばらく情報が入ってないので、もう1回聞きたいという強い御要望もありまして開催し、13人の参加をいただきました。ぱあとなあ東京の長島先生に、事例も含めながら、とても分かりやすいお話をいただいたところでした。

2つ目は当事者向けで、11月30日に地域活動支援センターふれんどりいという、竹の塚にある精神障がい者地域活動支援センターで登録者に対して小規模講座を行いました。ここは2年目でした。参加者5人と少ない数でしたけれども、じっくり聞くことができよかったという感想もいただきました。

3つ目は保健師向けの小規模講座です。例年行っていますけれども、コロナの中でもぎりぎり山が高いところで何とか昨年度、7月11日にできました。保健師等が

14人参加しました。これらの実施状況、そして例年の精神障がいに係るところを見てきますと、2番目の課題や切り口が少し見えてきたかなというのが私の所見です。

1つ目はやはり高齢化です。知的障がいでもあるのですけれども、本人もそうですし、親御さんの高齢化によって生活が立ち行かなくなるというところで、つい先日もお父様から、息子2人が精神の障がいのだけれども、ずっと見てきたけども、なかなか苦しくなって、後見という制度とかあるんですよというお電話を受けたところでした。ニーズはこれからもずっとある高齢化の課題かなと思います。

もう一つは病状の変化と長期化です。精神の障がいの変化によっては、地域生活が難しくなってくる方がいらっしゃいます。そういう方々に寄り添うような、見守るような形で、地域には保健師ももちろん、障害福祉サービスを使う方ですと、相談支援専門員もおりますので、そういう方々で変化がキャッチできるかいいのかなと思いました。

もう一つ、長期入院の方について、医療機関からの相談がぼつぼつあります。病状がうまく改善できずに延びてしまって、10年、20年、長期入院しているという方もいらっしゃいます。そうすると、とても年金がたまってしまってというお話もありますので、医療機関にも何かそういう切り口があるのかなと思っております。

それを踏まえまして、資料の3番、今年度の予定です。家族向けには、保健センターで開催している家族会がありますので、秋以降に行いたいと思います。

そして2つ目には、先ほど病状の変化というところでお話をさせていただきましたが、相談支援専門員に向けての講座ができ

たらと思います。区内の相談支援事業所ネットワークという会議体、あしすとが中心となっていているところですが、こことタイアップしまして、精神障がいの方々に限らず、知的の方、身体の方の相談員さんも含めて講座の開催を予定しております。これも秋以降に。

そして3番目、保健師向けの小規模講座は、つい先日、終わらせていただきました。11人参加で小規模講座が終わりました。

こんな形で、じわりじわりという形ですが、少しずつ進めていけたらと思っています。

以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 議題2の令和4年度の実施結果と今後の取り組みについては以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。盛りだくさんの御報告をいただいたと思っておりますが、今の御報告いただいた内容について御意見、御質問があったら、委員の先生方をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

特に矢頭さん、御講演をされてきたという知的障がい者施設でのご感触とか、御感想がもしあったらお願いできますか。

○矢頭副会長 先ほど小川係長からお話しありましたとおり、コロナで3回ぐらい流れて、紆余曲折の結果、ようやく6月29日に実施できた。大分準備期間を設けましたので、それなりに準備ができた内容でございました。

成年後見制度を前面に出すというよりも、権利擁護支援という概念をきちんとお分かりいただいて、その中の一つの手段であると。もう一つが意思決定支援という考え方、そしてチームで支援をしていくとい

う考え方ということで、これから知的障がい者の方々に対して、こういった権利擁護支援として、その人に合ったどういう選択肢があるだろうかというのを個別に考えていきたいと思いますという働きかけ、呼びかけをさせていただいたつもりでございます。

そういう意味においては、多くの方に来ていただいてお話を聞いていただきまして、御質問も頂戴しましたので、次は施設の職員の方、施設長さんたちがいかに家族の方や御本人に対してお話ができるかどうかといったところかと思っておりますので、またこれは継続していく必要があるかなと思われました。

○八杖会長 ありがとうございます。親の会に対するアプローチもあったのですよね。お父様、お母様の制度に対する反応はどうだったのでしょうか。ちょうど社協さんのほうでも、昨年10月ですかね、親の会という記載がございますけども、そこら辺はどうですか。

○山本権利擁護センターあだち課長 昨年、別の会議で親の会の会長さんとお知り合いになる機会がございまして、その親の会の会長さんからの御依頼ということで、成年後見制度を実際に保護者の方向けに少しお話をさせていただきたいということで、ぱあとなあ東京の山本先生という社会福祉士の方に来ていただいて、実際に知的障がいのケースも担当されているので、その辺で具体的な、こんな形でいつも動いていますみたいなところをお話しいただいたりもしました。

小川係長にもお越しいただいて、小規模講座という位置づけで行ったのですけれども、親の会ですので、御家族の方々が御参加されたのですが、ちょっと象徴的な質問があったのが、後見人さんは何人かと面

談ができて、自分で選べるんですかみたいな、そんな御質問がありました。

これは結構、小川係長もおっしゃっていたところなのですが、障がいがある中で子供が生まれて、子供が小さいうちは普通の保護者として接してきた、その延長に成人してからの生活というの、子供の保護者の延長で障がい者の子供を見てきたこの何十年という歴史の中で、自分からそういった専門の後見人さんにバトンタッチしていくに当たっては、自分の目にかなう人でないと託せないみたいな意識がまだまだ根強くあるのかなというところで、何人かの後見人さんと面談した結果、この人にしますみたいなことを実際の保護者の方は望んでいらっしゃる様子がうかがえたところがあったと思います。

なので、御家族が親族後見という形でやる方法だけではなくて、例えば複数後見であったりとか、御家族も関与できる形での成年後見制度の利用ができていくと、知的とか精神の障がいの親御さんが安心して制度の利用につなげられるのではないかと感じたところです。

○八杖会長 ありがとうございます。先ほど矢頭先生が言われた権利擁護支援という成年後見制度だけということではなくて、もっと広くいろいろな方法で支援方法を一緒に考えようということができれば、お父様、お母様も耳を傾けていただける方は多くなるのではないかと思いますのですが、いかがなものでしょうか。

○矢頭副会長 矢頭です。

今、成年後見制度の法改正の見直しの議論がされていて、その中の一つのテーマとして、成年後見制度は1回使ったらやめられないという批判がある中で、スポット的に利用できるようにしたいよねという意見

が出てきて、それが議論をされている。

その議論の中で、一つの課題が解決されたらやめるということにしたときに、本当にやめて手を離してしまっているのかというところ、例えば韓国ではそういう制度があるのですが、韓国の裁判官はなかなかそこは手が離せないんですよという御意見もあったり、成年後見制度から離れたときの受皿として代わる権利擁護支援の仕組みが必要だろうというのが、長い目で見るときに、今後、議論は出てくることになると思います。

という状況の中で、厚生労働省が今、モデル事業でその事業を立ち上げたのですが、なかなかこれがまだ緒に就かないところなので、これからの問題というところでありつつ、先ほどの話でいうと、地域福祉権利擁護事業がかなり事件数が増えてきて、キャパ的にもいっぱいだよ。

とすると、基本的な簡易な金銭管理を担う仕組みづくりが急務ではないかということが感じられるところなので、そういう意味において、この足立区の中でもそういったものの仕組みづくりに手をつけていく必要があるのではないかとちょっと感じたところですよ。

○八杖会長 ありがとうございます。伴走型の支援方法について、常に伴走している支援方法があって、必要なときにだけ後見が出てきて、それが終わったら、また伴走のところに戻るみたいな、それが今、検討されているところですよ。

その伴走型支援方法としてどんなことができるのかというのが、今、アップ・ツー・デートな議論になっておりますので、ちょっと関心を持っていただいて、足立区の資源としてどんなものがある、足立区ではどんなことが伴走型として使えそうか

とか、あるいは今ある制度をもう少し変えて、横出しや上乗せみたいな形でできないだろうかとか、あとはさっきから出てきている市民後見人さんの活用というのも、モデル事業の中では少し検討がされているようですから、そこもできないのかとか、検討しなくてはならないことがたくさんあるのですが、それだけの資源が足立区にはたくさんあるように思っていますので、ぜひ障がいのある方にもつながるような形になるとよろしいのではないかなと私も聞いていて思いました。

大輪さん、よろしくお願ひします。

○大輪委員 候補者のところのマッチングというのがあるのですが、特に精神の方、知的の方、候補者になった方と申立てをする前に面接をしていただいて、御家族も踏まえてですけど、その候補者が本当に本人に合っているかどうか。そして、私たち社会福祉士の場合は、2度、3度候補者紹介をさせていただく案件もあります。

そういう意味で、候補者が決まったからその方で決定をするのではなくて、事前に本人の意向を確認して、本人との方が合うかどうか、特に精神の方はマッチングがとても大事になりますので、そういったコーディネートの方というの、ぜひ中核機関や行政が入って検討していただくということも大切かなと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。これは権利擁護でやっているいろいろな事業の中にも知的、精神が出てきていて、それからまた、それぞれ自治体のほうでも知的と精神の企画を立てられていますけれど、ここの総合的な関係というか、例えば親の会とかの場合にはどなたが参加されたかという情報共有がされているかどうかとか、その点はばらばらにやっているわけではな

い、いつも両方が参加されているという御説明も、権利擁護の企画には山本さんが出られたりとか、いろいろそういう御説明もあったかと思うのですが、そこはどうかね。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課の小川です。

庁内の援護系の職員向けとか、そういうときに権利擁護の方に入ってもらうときもあるのですが、小規模講座という形でやるときは、権利擁護センターとか、それから区全体の動きということで、推進係の笠尾係長にもお声がけして一緒に入っていたりという形、いわゆる小規模講座と銘打っているものはできるだけそういう形でやろうというふうに、特に庁外向けのものはそういう形でお声がけをするようにしています。

○八杖会長 そうすると、連携して相互に関連し合う、それぞれの企画という理解でよろしいのですか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 そうですね。親の会のところにも声をかけていただいて、一緒に参加したり、去年も実際やっていますので、そういう形にしています。

○八杖会長 個人情報の問題はもちろんあると思いますが、どんな方が御参加されていたかというのは親の会でも分かたりもすると思いますので、そういった情報がきちんと連携できると支援にもつながっていくのかなと思いましたので。

ありがとうございます。

ほかいかがですか。では、よろしいですかね。

議題2は以上とさせていただきます、続きまして、議題3に入ってまいりたいと思います。

厚生労働省老人保健健康増進等事業「参考事例集」に足立区が掲載されたことと思いますので、こちら事務局のほうから御説明をお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係、笠尾です。

ちょっと見にくいのですが、資料3を御覧いただきたいと思います。こちらは一般財団法人日本総合研究所というところから発行された参考事例集ということで、これは単独でこの財団がやっているものではなく、厚生労働省の老人保健健康増進等事業として認められて行っている研究調査事業でございます。そちらのほうで、今回、足立区の事例がよい取組だということで全国に紹介されたという御報告になります。

目次のページを御覧いただきますと、市町村としては足立区をはじめとして、東大阪市や長野市、水戸市、山形市、諫早市、井原市という中で、あいうえお順かもしれませんが、足立区がトップということで御紹介を受けたものでございます。

では、どの部分が先進事例ということで認められたかという中身は、2枚ほどめくっていただいた下のほう、「学びたい！主な取組や体制」というところで、足立区のほうは、私たちとしては普通にやっているつもりだったので、いろんな要綱の整備等が進んでいますということと、あとは区長申立てを要する人を発見して、適切な支援につなげる仕組みの整備がされていますよと。あとはマニュアル、フロー図等が整備されていますという形です。あとは会議等の支援がされていますということで、この点が全国的に評価を受けたということです。

1 ページ裏をめくりますと、ポイントということで図が描いてあるのがございます

けども、私たちとしては、ほかの自治体が
どういうふうに行われているというのはあ
まり意識せずにやっているところですが
も、区長申立てに係る案件としましては、
基本的には包括のほうから案件が上がっ
てくるのですけれども、それを前さばき会
議という関係職員の会議を経て、その次に
困難事例検討会というものがありまして、
それを経てさらに区長申立て等審査会とい
う3段の仕組みで、かくかくのところで関
係者がマニュアルやフローに基づいてチェ
ックを入れて業務を進めておりますとい
うところが、具体的には評価されたとい
うことでございます。

これは私たちにとっても非常に名誉な
ことであり、かつ、これだけ紹介されてお
きながら、その後はしりつぼみになった
ということを言われぬように、切磋琢磨
して今後も頑張っていきたい所存でござ
います。

私からの報告は以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。た
だいまの報告について御意見や御質問
がありましたら、お願いしたいと思います
けど、いかがでしょうか。よろしいで
すかね。

本当に今、御指摘いただいたとおり、
掲載の内容に恥じないように、みんなで
頑張ってまいりたいと思いますので、
引き続き皆さん、どうぞよろしくお願
いします。また、載せていただくと、
足立区さらにこうなりましたみたい
になると、みんなのモチベーションも
上がりますし、いいことだと思います。
よろしくお願いします。

では、続きまして、議題4に入ってい
たいと思います。課題と目標の進捗状
況について、こちら事務所のほうから
御説明をお願いしたいと思います。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推
進係、

笠尾です。

これは毎回、おなじみの内部実施計
画という位置づけの成年後見制度利用
促進事業における課題と目標というこ
とで、資料4を御覧いただきたいと思います。

初めに全体的な御説明をさせていただきます
けれども、これは作成当初から最優先
課題はチーム支援という位置づけにな
っておりまして、進めているところ
ですが、その方針に変更はございません。

今後、具体的にどういふふうに進めて
いくかということにつきましては、様
々な会議などを通じていろんな意見
をお聞きしておりまして、例えば
去年は支援関係者の職員を中心に
アンケートを取らせていただいたり
とか、あとはネットワーク協議会
で様々な意見交換を行わせて
いただきました。

その中から、特に強く印象に残
っていることとしましては、支援
者と後見人側とで顔の見える
関係性を築くことの重要性
が、いろんな会議の中で指摘
されていることがございます。

それからあともう一つは、地域
包括とケアマネジャーの連携
を強化する取組がもう少し
必要なのかなということで、
こういうことを中心にや
っていければいいのかなと
考えています。

あとは、区長申立てにつ
きましては、冒頭の年間計画
で御紹介させていただいた
とおり、非常に件数が増える
ことによって会議の回数も
増えていきますので、そう
いうものの効率化を図る
ような仕組みが必要だ
ろうということで、具体的
にはそうした3点のこ
とをやっていきたいと思
っております。

それでは、具体的な進捗
状況に入っていきます
けれども、まずは1ペ
ージ、1の

(1)の対策案の中で、今回新しく追加されたものについては下線が引いてございます。対策案で、研修、講座等の開催（特に支援関係者および医療関係者向け）というところにつきましては、米印で、じぶんノートを活用ということで、今日、委員の皆様にはじぶんノート、今年5月に完成したものを配付させていただいております。

その中身としては、24ページにはいろんな成年後見制度を含めて、地域福祉権利擁護事業とか、高齢者あんしん生活支援事業などの情報をお載せしていたりとか、あとは33ページには成年後見の関係の連絡先を一覧にまとめた表をつけてございます。

じぶんノートは時間があれば後で御説明するのですが、非常に好評をいただいております。当初、区民向けの配布を包括を通じてやろうと思っていたのですが、蓋を開けてみたところ、思ったより若い層、まだ包括を御利用されていない方からの人気、あるいは一部の事業者、ケアマネジャーさん、病院関係者からのお問い合わせも受けるようなこともございまして、そういう方が興味があるということは、当然これを使っているんなことができるのではないかということなので、研修、講座を今後、じぶんノートを活用して、そういうものを開いていきたいということで計画をしております。

そういうことで、今後、計画したいということで、印をつけさせていただいております。

それから、(3)の対策案の、これは追加になりますけれども、各相談窓口の役割の再周知ということで、以前から取り組んでもう既にやっているところなのですが、今申し上げた33ページを使うことに

よってできるだろうということで、方策の中に付け加えさせていただきました。

ごめんなさい、1ページで(2)を飛ばしてしまいましたね。(2)の対策案の中に任意後見制度のPRを兼ねた、共通の周知媒体の作成ということで、前回まではまだ中途の白い丸になっていたところが、じぶんノートが完成し、これを共通の周知媒体として活用していくことになりましたので、これは完成ということで、白丸から黒丸になっています。

あと、次は2ページ目の(5)後見人のところ。対策案の中に、候補者選択の際に、苦情の情報を参照できる仕組みの確立を図っていきたいということで、これについては先ほど大輪先生からマッチングが大事だというお話も伺っていて、ただ、現在のところは足立区で十分なマッチングができてないところもございます。

現在のやり方ですと、候補者依頼をかけて、挙がってきていただける方をお待ちするという形になっています。そうすると、まれなケースではございますけれども、足立区や国の方針に御理解いただけない方から手が挙げられる状況もあるのですが、現状ではそれを拒む仕組みがないということなのです。お願いして、この人ですというのが来るだけなので。

ただ、実際には、日々の後見業務の中で、これはちょっとうちの方針とは異なってお話をしても御理解いただけないという状況も、まれではございますけれども、発生していることは事実ですので、今後、そういうケースに対してどのように対応していくかというものを検討していきたいということで、三角印を入れさせていただいております。

続きまして、3ページ目の4番(1)司

令塔の中の対策案の一番下のところで、各種要綱の見直しということで、これは今、改正中ですよというアナウンスをしてまいりました助成金の要綱の改正が正式に終わりましたので、それに伴いまして、黒丸ということで入れさせていただいております。

具体的な中身については、前も御説明さしあげたと思いますけども、足立区で区長申立てを行ったケースについては、その後、他区へ転居等されても、どこへ行っても最後まで足立区のほうで助成の対象としますという内容になってございます。

すみません、文章上ではさして進展がないと御指摘されるかもしれないですけども、内容としては非常にいいサイクルで回っているのかなと自負はしております。

ネットワーク協議会、これも時間があれば後で説明したかったのですが、前回では非常に活発な討議がされて、非常に具体的な話に及んだのです。

具体的には、連絡が取れないよということが課題に挙がっていて、対策方法として、弁護士さんのほうからファクスがいいよというお話が出たり、それとともに、顔が見えないとファクスにしてもメールにしてもちょっとねというお話も出ていたので、顔をつなぎ合わせられる関係性を強化するという意味では、今、取りかかっているところなのですが、引継ぎのときから何らかの工夫ができないかというところですね。

そういうことも、今、取りかかっている状態ですので、書面上では話せない部分も頑張っけてやっていきたいと思っています。

課題と目標の進捗状況については、以上となります。

○八杖会長 ありがとうございます。もっと御報告することがきつとたくさんあるの

だろうなと思うのですが、時間の関係上コンパクトにまとめていただいております。ありがとうございました。

まず、課題と目標という形で毎回これがきちんと審査会に出てきて、また皆さん自身も業務を進めていく上で共通の指針になっているというのがとても大事だなと思われましたので、今後もこれを少しずつバージョンアップして見える化を図って、皆さんの業務の指針としていただくのがよろしいかなと思われました。

委員の先生方のほうから、今、御説明いただいた内容について御質問や御意見等あったらお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

このじぶんノートはやっぱり大きいですね。今日、課題と目標のほとんど全てのテーマに関わってくるのではないかなと思っております。これは意外にいろんな自治体でつくっておられますけれど、これから困難になっていく人たちが事前にこれをつくっておいていただくと、困難にならないケースというのがすごく多くなると言われておりますよね。

今後どうしたいのかとか、現状こうなっているということがきちんとじぶんノートに記載されれば、地域における支援にも生かされていくでしょうし、非常によいことだと思っていますけれど、エンディングノートのようなものについては、確か大輪さんのほうでも研究されているというか、大輪さんの法人でもやっていたらと思うのですが、何か一言いただけますか。活用等について。

○大輪委員 ありがとうございます。これを手に持ってお書きになれる方はそれでいいのですが、書くためのグループワークとか、そういった研修がとても大事ななっ

てくるかなと思います。そしてできれば、地域の中に記入する支援をリーダー的にやってくれるサークルのようなものが増えていく、そういった活動ともリンクしていければいいなと考えます。

○八杖会長 ありがとうございます。これ高木先生のほうでも、遺言の話とか任意後見にも絡んでくると思うのですが、一言いただけますか。

○高木委員 じぶんノートの25ページの遺言書についてのところは、笠尾係長との間で連絡を取り合っ、一般にも分かりやすいような、表現も柔らかい形での内容にしたものをつくったと思います。

これ私も今、実際のものを見て、立派なものだなと思ったのですが、この配布についてはどう考えておられるのですか。例えば千住公証役場も結構御高齢の方が来るのですが、そういう方に配られるのかとか、そういうことも含めてなのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 当初は包括を中心に配るといふふうに考えていたのですが、こういう反響を得て、今後はあらゆるところで配布、もちろん今日いらっしゃる委員の方でもいい、あるいは自分の関連するところに配りたいということであれば、どんどん配布していこうと思っています。

今現在は在庫があまりないのですが、8月には増刷分が納品される予定になっていますので、8月に入りましたら、お声がかかればいろんなところに配っていききたいと思っています。

あとは、使い方については、ここにいらっしゃる皆様は、恐らくこういうふうに使いたいというビジョンが明確に持てると思うのですが、一般の方とか、包括の方でもこれの作成の意図、意思決定支援の部

分とか、そういうことが、話を聞くとよく理解できてない。残念ながら。そういう方が多いのが実情です。

今、私からも包括に声をかけていて、幾つかの包括からは、教室をやるので説明に来てほしいということで話を伺っていますので、いろんな包括に出向いて行って、私も一般の区民にももちろん説明しますが、包括にもそういうふうに伝えるものなんだよということをごんごん説明して行って、それが広がれば、あとは包括のほうからレクチャーなり、書き方についてもやっていただけるのかなと思っていますので、そういう形とか、あとは包括ではいろんな教室、講座を開催しています。

その中には区民以外の、例えばケアマネジャーさんのネットワーク会議とか、さっき八杖先生がおっしゃられたあんしん協力員の会議もあるので、包括によってはそういう会でも配布していきたいというお話も聞いていますので、そういう席にも私のほうから出向いて行って、お話をしてくるということを考えていますので、そういう形でいろんなところから配布先を広げて、足立区にはこれがあるんだよということ、何年か先にはみんなが知っているという状態にしていきたいという野望を持っています。

以上です。

○八杖会長 花本さん、お願いします。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 基幹包括の花本です。

小さな話なのですが、ちょうど朝、うちのブロック担当が報告をしていった中で、とある包括が面白い取組をしていたので、ちょっと御紹介したいと思います。

昨年度から、認知症の高齢者の御本人さんたちが集まってお話をする本人ミーティ

ングというのを足立区でもやりましょうということで、包括の業務に位置づけられて、今、試行錯誤しながらやっているのですけれども、その中にじぶんノートをみんなで書いてみようという取組をし始めた包括がありまして、3回ワンクールで、3回かけて認知症のまだ集まってこれるぐらいの、自分でちょっと思いなども言えるくらいの方がじぶんノートを書いて、3回コースで終わったら、また次の認知症の高齢者の方を集めてやるというのを継続でやっていきたいということで、今、第1回目を行っている包括があります。

私たちも自分の御意思が発言できる間にこのノートを書いていただきたいと思うので、面白い取組だなと思ったので、すみません、御紹介させていただきました。

○八杖会長 ありがとうございます。これは親亡き後問題でも活用ができるようにも思いますので、そういった方面で、利用するといいですね。

あと何よりも、多分ここにいらっしゃる方全員、書いたことがないのではないかなと。私も含めてなのですけど。自分でまず書いてみると、いろいろと見えるものもあるのではないかと思いますし、きっと役に立つこともあるかと思いますので、次回までにじぶんノートに書いてみたいなというふうに宿題を出させていただきたいと思います。

ほかございますでしょうか。

時間の関係もございまして、本当はこの課題と目標はあと何時間でも議論ができるところではございますが、今日のところはこの程度にさせていただきますまして、引き続き、皆さん一体となって進めてまいりたいと思いますので、御協力をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

(傍聴人退室)

(議題5の質疑は非公開)

では最後、議題6、その他というものがございましたら、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

時間になってはいるのですが、ここまでのお話の中で多少お話しさせていただきましたけれども、資料は6-1、6-2です。

1件目については、地域連携ネットワーク協議会を7月7日に開催しましたという内容になってございます。今年からケアマネジャーさんと特養の施設長さん2名にお入りいただいて、去年のアンケート結果をもとに、双方の意見はこうでしたよということをお示しして、実際のところはどうかということ、本当にざっくりばらんに御検討いただいて、先ほどのような結果も出てきたということで、非常に議論が白熱しまして、マイクの奪い合いで、なかなか発言の順番が回ってこないという盛況ぶりでございます。まさにこれが真の姿ではないのかと自負しておりますけれども、今後もこういう活発な議論を通じて、お互いの擦れ違っている部分や認識不足の部分の補って、少しでも利用促進につながっていけばいいと考えております。

続きまして、資料6-2のエンディングノートについては、お話しさせていただいたとおりです。そこに一応コンセプトや新しいコンテンツ、こういうことかというところを書かせていただきました。

先ほどからお話をしていますけど、じぶ

んノートについては、今後、様々な活用方法を広めていって、これも成年後見制度のほうにつながっていくもの、またはつなげていくもの、そしてつながったときに、少しでも意思決定支援が容易になるようなものとして位置づけられればよいと考えていますので、その他については以上の2件、御報告させていただきました。ありがとうございます。

○八杖会長 ありがとうございます。

最後に、何か言い足りないことがありましたらお願いしたいと思っておりますけど、よろしいですか。

何となく一步一步進んでいる感を実感することができた今日の審査会であったと思います。本当に進んでいると思っておりますので、引き続き皆さん一緒に協力して、よい権利擁護支援策がつくっていかるとよろしいかなと思っております。

本日はほかに御意見、御質問がないようでしたら、本日の議事は全て終了いたしましたので、事務局へマイクをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、本日の足立区成年後見制度審査会を閉会とさせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。

議事録につきましては、事務局が作成し、各委員への御確認をお願いすることになりますので、よろしく申し上げます。

どうもお疲れさまでした。

(閉 会)